

# 令和3年度 第3期 論文式民法試験問題

## 受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出してください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。  
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。  
また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。  
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。  
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。  
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞄等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

## 〔民 法〕

次の〔設例〕を読んで、後の〔設問〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

### 〔設例〕

X Y間において、Yが自己所有の建物（以下「甲建物」という）を時価600万円でXに売るとの契約（以下「本件契約」という）が締結された。

### 〔設問1〕（70点）

本件契約では、契約締結の1か月後にYが甲建物の引渡しを、Xが代金600万円の支払を、それぞれすることになった。ところが、その後、以下の(1)又は(2)の事由が生じた場合、XはYからの代金支払請求を拒むことができるか。

- (1) 甲建物のXへの引渡し前に、Yのタバコの火の不始末により甲建物が焼失した場合（甲建物に代わる損害賠償額は甲建物の時価と同額であるとする）。
- (2) 甲建物のXへの引渡し前に、Yの隣家からの類焼により甲建物が焼失した場合（Yは甲建物に対する十分な防火措置を施してはいたが、Yの隣家からの類焼を防ぎ得なかつたものとする）。

### 〔設問2〕（30点）

本件契約の締結後、XはYに甲建物の代金600万円を支払った。ところが、Xへの引渡し前に、Yの隣家からの類焼により甲建物が焼失した。この場合、Xは支払った代金600万円の返還をYに請求することができるか。なお、Yは甲建物に対する十分な防火措置を施してはいたが、Yの隣家からの類焼を防ぎ得なかつたものとする。



